

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について

セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）は、医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、税制対象のＯＴＣ医薬品等を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

セルフメディケーション税制の要件・手続きについて（フローチャート）

